消費者庁										1		1
総務省	1		1				2	4	3	9	4	24
外務省	2	4	10	7	11	6	11	1	3	11	2	68
財務省		2	1	2	2	4		2		9	13	35
文部科学省		1		1			1				2	5
厚生労働省							2		1	1	4	8
農林水産省		2		2		1	12	3	3	8	1	32
林野庁								1		1		2
水産庁											1	1
経済産業省	3	9	3	4	12	4	7	5	16	18	14	95
資源エネルギー庁		1			1	3		1	3	3	2	14
中小企業庁							1					1
国土交通省	4	8	7	9	11	17	14	11	25	20	18	144
観光庁									4	3	7	14
環境省								1		1	1	3
計	10	28	22	27	37	36	50	31	64	92	75	472
（参考）日本郵政公社を含む	10	28	22	29	41	49	72	31	64	92	75	513

㈱　「派遣者計」、「採用者計」は、制度の施行（平成12年３月21日）以降平成22年12月31日までに交流派遣又は交流採用された者の累積数である。

人事院は、公正でオープンな形で任期付採用や官民交流などが進むよう、人事院ホームページにポータルサイトを設け、公募を行っている。

第４節　分限処分の状況

分限処分とは、職員の責任の有無にかかわらず、公務の能率を維持するため、法令に定められた場合に降任、免職、休職等を行うことである。

任命権者が職員の意に反して、降任又は免職の処分を行った場合には、規則11－４（職員の身分保障）により、その処分の際に職員に交付した処分説明書の写しを人事院に提出することとされている。平成22年度中において、降任処分された者はいないが、免職処分された者は11人である。処分の状況をみると、免職処分のうち最も多い事由は、「心身の故障のため職務遂行に支障がある場合」に該当するとされたもの（７人）である。

また、平成22年７月１日現在で、休職中の職員は1,640人であり、事由別にみると、いわゆる病気休職が1,239人で全体の75.5％を占めている。

第２章　人材の育成

人事院は、国公法及び同法に基づく規則10－３（職員の研修）の定めるところにより、各府省が実施する研修に関し、総合的な企画、調整等に当たるとともに、自ら実施することが適当と認められる研修についてこれを計画し、実施することとしている（図２－１）。

図２－１　人事院の実施する主な研修

